

MR I インターナショナル事件報告
(弁護士活動報告) (補足資料)

MR I 被害弁護士事務局長 弁護士 (東京) 五十嵐 潤

1 事件概要 (2013 年 4 月に発覚)

MR I インターナショナル (米国ネバダ州ラスベガスの法人。以下単に「MR I 社」という。) は米国内の診療報酬債権 (MARS) を安く買い取って額面で回収して利ざやを稼ぐという債権回収ビジネスを展開していると称して、日本人 8700 名から額面総額 1365 億円の資金を集めた。しかし上記ビジネスの実態はなく、2013 年 4 月 26 日に関東財務局が証券取引等監視委員会 (SESC) の勧告に従い第二種金融商品取引業の登録を取り消して事件が発覚した。

2 弁護士結成及び活動経緯

2013 年から 2022 年まで 9 年にわたり弁護士活動を展開してきており一言で言い尽くせるものではない。事件発覚直後から

日本国内において、

- 【甲】 首謀者 MR I 社 (代表者フジナガ) に対する責任追及
- 【乙】 日本支店長ナンバー 2 グループ (鈴木ら 3 名) に対する責任追及
- 【丙】 警視庁に刑事告訴手続 (しかし受理されず)

米国において、

- 【A】 証券取引委員会 (SEC) の違法収益吐出 (ディスゴージメント) 手続の要請およびサポート
- 【B】 クラスアクション手続
- 【X】 司法省 (DOJ) および連邦捜査局 (FBI) への刑事手続きの要請および被害者サポート

など、日米を跨ぐ活動をしてきた。

なお、弁護士に依頼された被害者数は 4964 名 (約 8700 人中 57%)、額面被害金額合計は 1016 億 1850 万円 (1365 億円中 74.4%) となっている。

本稿においては米国手続を中心に述べる。

3 【甲】 日本国内における MR I 社に対する訴訟

2013年6月10日に依頼者を代表して9名を原告にしたMR I社相手の満期償還金の支払請求訴訟を提起した（東京地裁）。ところが2014年1月14日、裁判籍（専属的合意管轄）の問題で一審東京地裁で訴え却下となった。当然控訴し、東京高裁で訴えが適法と認められ（2014年11月17日。MR I社側が上告するも上告棄却）、2016年4月8日、差戻審第1審（東京地裁）で勝訴判決を受けた（MR I社は控訴せず確定）。

ただし、この判決で資産回収はできなかった（MR I社に日本国内の資産はない）。

4 【乙】日本国内におけるナンバー2グループ（鈴木ら3名）に対する責任追及訴訟

提訴に先立ち、2013年6月～2014年3月に鈴木ら関係者・関係会社の日本国内の資産仮差押手続を行った。そのうえで、2014年6月19日東京地裁に依頼者を代表して原告6名で提訴した（その後2015年に9名、2016年4月に24名追加提訴で39名）。

ナンバー2の鈴木らの責任立証のために、米国クラスアクション手続【B】で開示を受けた各種書類を利用した。2017年10月30日、提訴から3年以上を要したが、請求額8億0096万5000円のうち6億8299万円の認容判決を得た（2012年3月以前の被害について棄却）。

双方、控訴したが、米国でのクラスアクション訴訟【B】との「日米同時和解」で、2018年5月29日東京高裁で和解が成立で終了した（詳しくは6項をご参照のこと）。

5 【A】米国証券取引委員会（SEC）の違法収益吐出（ディスゴージメント）手続

2013年7月24日、弁護団は米国ワシントンDCにおいてSECと面会し、違法収益吐出手続による包括的な資産凍結および日本の被害者の被害回復の要請をした。

2013年9月11日、SECがネバダ地区連邦地裁に違法収益吐出手続の提訴および一方的緊急差止命令（TRO）の申し立てを行った。被告はMR I社およびフジナガらに限定された。翌日同年9月12日にネバダ地区連邦地裁でTRO決定が出され、MR I社およびフジナガらの資産が凍結された（ただしこの公表は2週間後であった）。

その後、2014年10月3日にMR I社・フジナガの責任認定の判決（サマリージャッジメント）がなされ、2015年1月27日には損害額の判決もなされた。

責任および損害額の判決と同時並行で、レシーバー（財産管理人）の選任手続が進み、2015年5月15日には資産処分権限も付与された（フルレシーバー）。これにより資産回収および換価作業が進み、2019年12月末現在の数字であるが、3193万ドルあまり（1ドル115円換算で36億円程度）を配当原資として確保している。想定される配当率は4%弱である。順調にいけば日本の被害者への配当は2022年内にも実現する見込みである。

6 【B】米国クラスアクション手続

2013年7月5日、米国ロサンゼルス（L A）の弁護士に依頼して、米国ネバダ地区連邦地裁に代表原告5名（その後代表原告を20名追加、16名取り下げして最終的に9名）でクラスアクション訴訟を提起、同時に一方的緊急差止命令（T R O）、暫定的差止命令（P I）の申立もした。S E CのT R O命令と同日の2013年9月12日にP I命令（前倒しの書類開示手続（ディスカバリー）実施）が出た。クラスアクション訴訟でもM R I社・フジナガを被告としていたが、S E Cも提訴していたことから、実質的にクラスアクション訴訟はナンバー2グループ（鈴木ら）に対する責任追及訴訟となった。

その鈴木らが上記P I命令に対し一時中断の申立をしそれが認められるなどしたことから、クラスアクション手続を迅速に進めることができなかつたが、翌年2014年9月18日によろやく鈴木らに対する資産凍結命令を得ることが出来た。書類開示手続（ディスカバリー）についても鈴木らから数度にわたり一時中断申立などを受け迅速に書類開示を受けることが出来なかつたが、2015年10月29日、4度目のディスカバリー手続命令（再開命令）を受け、書類開示手続だけでなく、関係者に対する宣誓供述録取手続（デポジション）も実施することが出来た。東京の米国大使館内で鈴木らのデポジションも実施された。

クラスアクションにおいては「クラス」範囲を決定する必要があるが、2016年3月21日、そのクラス範囲を認めるクラス認証決定がなされた（同年5月6日一部変更）。クラスは「2008年7月5日から2013年7月5日にかけて被告らのポンジスキームにより被害を被ったM R I社投資家すべて。ただし被告ら、被告らの従業員、家族、関係者ならびに日本での被告らに対する訴訟における原告26名は除く」と認証されている。2016年6月、このクラス範囲に属すると目される被害者約8700人全員に対し「クラス告知文」が郵送された。

これと同時並行で弁護団が依頼したL A弁護士と鈴木らの弁護士との間で和解協議が断続的に行われた。鈴木らからすると米国クラスアクションで訴えられているだけでなく、日本においても東京高裁で訴えを受けており【乙】、その同時解決を図る必要があった。そこで弁護団＝L A弁護士と鈴木ら弁護士との間で日米同時和解を模索することになった。弁護団としては日本の訴訟では鈴木らの責任を認める一審判決を受けており（上記4項参照）、米国クラスアクションでも勝訴判決を受けて鈴木らの米国内資産もすべて配当原資として確保したかったが、米国内で訴訟を遂行し陪審員による評決を受けて判決に至るには多額の弁護士費用等がかかることなど、判決を受けるまでの障害とも折り合いを付けなければならない状況となった。そこで苦渋の決断として、一部ではあるが鈴木らに資産を残し、残りすべてを配当原資として確保するという「日米同時和解」を選択することにした。

事前にクラスメンバー全員に和解内容についての告知を行ったあと、2018年5月22日、連邦地裁の最終承認により和解が成立した（4項で述べた東京高裁での和解手続きとの同時和解）。

これを受けて次に債権額認定手続きに進み、2019年6月26日期限で債権届出手続がなされた。米国債権調査会社による査定を経て、実損額が確定している。

実損額は約8億2705万ドル（1ドル115円換算で約951億円）、クラス全体に配当される配当原資は約871万ドル（1ドル115円換算で約10億円）、配当率は約1.05%と報告されている。

実際の配当手続きが2022年4月から5月にかけてなされている。

ようやく配当にこぎ着けることが出来た。

7 【X】米国刑事手続き

弁護団は当初から米国司法省（DOJ）および連邦捜査局（FBI）への働きかけ、コンタクトを取っており、2013年10月、ラスベガスの検察官事務所においてフジナガ、鈴木らの刑事訴追の要請を直接行うことが出来た。そのときの担当者の言葉が今でも忘れられない。「正義の歯車は回るのは遅いが、着実に動くものです」という言葉である。

2015年7月8日、米国検察官事務所はラスベガスの連邦地裁にフジナガ、鈴木ら（父と子の二人）を詐欺罪等で起訴した。正義の歯車が動いていることを目の当たりにした瞬間であった。

首謀者フジナガについて2018年10月29日から11月27日にかけてラスベガス連邦地裁において陪審員裁判が開かれ、有罪評決が下った。その後、2019年5月23日に量刑審が行われ懲役50年の量刑が下された。現在、フジナガが控訴中である。

ナンバー2の鈴木ら（父と子の二人）は日本に在住していたことから、東京高裁決定による犯罪引渡条約に基づく引渡命令を経て、2019年4月、米国当局に引き渡された（その後鈴木父についてはコロナ禍を理由に保釈されている）。本年2022年2月から3月に陪審員裁判が行われる予定であったが、本年1月5日に司法取引が認められ（鈴木らが有罪を認めた）、陪審員裁判は回避された。量刑審が本年4月5日に実施された。

8 結び

詐欺被害者救済のための日米を跨ぐこれほど本格的な弁護団活動は前代未聞であり、空前のものと思われる。日本の消費者弁護士として、だれも経験したことのない「地平」を切り開く活動は想像を絶する困難さを伴った。しかし、日米を跨ぐとはいえ、詐欺被害者を救済する

ためにすべきこと、やりたいと考えることは同じであると感じている。

米国SECによる違法収益吐出（ディスゴージメント）手続およびクラスアクション手続により配当にこぎ着ける見込みとはいえ、事件発覚から10年目を迎えており、弁護団としては、もっと早い配当実現がなされて欲しかったという思いが強い。

ただ、同種被害事件が日本国内で勃発したとき果たしてこれだけの配当（SEC手続で4%弱、クラスアクション手続で1%ではあるが）が実現出来たのかと考えると、少なくとも行政庁がこのような違法収益を剥奪して被害者に配当する手続がない我が国の現状では、否定的見解を述べざるを得ない。我が国においても今回経験した違法収益吐出手続類似の制度が是非必要であるし、「日本型クラスアクション」と銘打って導入された特定適格消費者団体の権限の強化が是非必要であると、強く、強く、感じる次第である。

以上